

商品名	
保証会社	○福祉プラン
ご利用いただける方	○一般社団法人しんきん保証基金 ○次の要件全てに該当する方 ①当金庫の営業地区内に居住または勤務している方 ②申込時年齢が満 20 歳以上の方 ③安定継続した収入がある方 ④次のいずれにも該当しない方 ・ 仮差押・差押もしくは競売の申請または破産・民事再生手続開始等の申立があった方 ・ 租税を滞納して催促を受けた方、または保全差押を受けた方 ・ 延滞債務のある方 ・ 手形交換所の取引停止処分があった方 ・ 信用を失墜した方 ・ 制限行為能力者である方 ・ 反社会的勢力 ⑤当金庫が貸付を実行して差し支えないと認められること ⑥日本国籍を有する方、または永住者および特別永住者 ⑦一般社団法人しんきん保証基金の保証が得られる方
お使いみち	○申込人の親族のための資金で次のいずれかに該当するもの ①介護用機器の購入・設置費用（介護用ベッドや車椅子の購入費用、浴室や階段への手すりの設置費用等） ②老人ホーム入居一時金（退去時に返還されるものも含む） ③申込人が当金庫から借り入れた基金保証付福祉プランの借換え資金（借換えに伴う繰上完済にかかる手数料を含む） ※①または②と合わせた申込に限る
ご融資金額	○500万円以内
ご融資期間	○3ヶ月以上10年以内
ご融資利率	○固定金利型 利率 年2.50%～年3.00% ※パートナー協定優遇金利 年0.3%の適用可 パートナー協定部店長優遇金利 年0.2%以内の適用可
貸付形式	○証書貸付
ご返済方法	○毎月元金均等・元利均等割賦返済（6ヶ月以内での据置可） （6ヶ月ごとのボーナス増額返済も可とするが、融資金額の50%以内）
連帯保証人・担保	○不要
保証料率	○年0.25%（毎月払方式）
遅延損害金	○年14.60%
必要書類	○本人確認資料（写） ①運転免許証表裏＜運転免許証を所持していない場合は、パスポート、健康保険証、顔写真付住民基本台帳カード表裏、運転経歴証明書表裏＞ ○年収確認書類（写）（公的所得証明、源泉徴収票等の年収確認書類） ※申込金額100万円以下は不要です。

商品名	○福祉プラン
	○資金使途確認書（写）（注文書・見積書・振込依頼書・残高証明書等）
お支払方法	○購入先等に振込 ※融資金額の 20%または 50 万円のいずれか大きい金額までは当庫の判断で振り込みをしなくても可
その他	○詳しくは、当金庫窓口・得意先担当者へお問い合わせ下さい。○お申込みに際しては、事前の審査をさせていただきます。結果によってはご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承下さい。
保証対象と ならないもの	○次のいずれかに該当するものは、福祉プランの対象になりません。 ・ 申込人本人のための資金 ・ 支払先が、申込人またはその配偶者、親（配偶者の親を含む）、子が営む法人・自営業 ・ 支払済資金

商品名	○福祉プラン																						
苦情処理措置・ 紛争解決措置	<p>苦情等は当金庫営業日にお取引店またはお客様相談室（9 時～17 時）：電話（0855-22-1851）へお申し出ください。</p> <p>* お客様の個人情報や苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。</p> <p>当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記相談室にご相談ください。</p>																						
	<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="2">全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>住 所</td> <td>〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7</td> </tr> <tr> <td>電話番号</td> <td>03-3517-5825</td> </tr> <tr> <td>受付日 時 間</td> <td>月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00</td> </tr> <tr> <td>受付媒体</td> <td>電話、手紙、面談</td> </tr> </tbody> </table>			全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)		住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	電話番号	03-3517-5825	受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00	受付媒体	電話、手紙、面談										
全国しんきん相談所 (一般社団法人全国信用金庫協会)																							
住 所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7																						
電話番号	03-3517-5825																						
受付日 時 間	月～金（祝日、12月31日～1月3日を除く） 9:00～17:00																						
受付媒体	電話、手紙、面談																						
	<p>東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、相談室または上記全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</p>																						
	<table border="1" style="margin: auto;"> <thead> <tr> <th colspan="4">東京三弁護士会</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <th>名 称</th> <td>東京弁護士会 紛争解決センター</td> <td>第一東京弁護士会 仲裁センター</td> <td>第二東京弁護士会 仲裁センター</td> </tr> <tr> <th>住 所</th> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> <td>〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3</td> </tr> <tr> <th>電話番 号</th> <td>03-3581-0031</td> <td>03-3595-8588</td> <td>03-3581-2249</td> </tr> <tr> <th>受付日 時 間</th> <td>月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00</td> <td>月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00</td> <td>月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00</td> </tr> </tbody> </table>			東京三弁護士会				名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター	住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249	受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00
東京三弁護士会																							
名 称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター																				
住 所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3																				
電話番 号	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249																				
受付日 時 間	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～15:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 10:00～12:00、 13:00～16:00	月～金（祝日、年末年始 除く） 9:30～12:00、 13:00～17:00																				

商品名	○福祉プラン
	<p>東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、次の(1)、(2)の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。</p> <p>なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫相談室にお尋ねいただくか、東京三弁護士会のホームページまたは当金庫ホームページ (http://www.shinkin.co.jp/nihonkai/) をご覧ください。</p> <p>(1) 現地調停</p> <p>東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。</p> <p>例えば、お客さまは、広島弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話いただくことにより、手続きを進めることができます。</p> <p>(2) 移管調停</p> <p>当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。</p> <p>例えば、広島弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。</p>